

建設業者登録要領について（抜粋）

第3 申請者の資格要件

資格審査申請書又は資格審査申請用データ（以下「資格審査申請書等」という。）を提出することができる者は次の(1)から(7)までに掲げる資格要件を満たすものでなければならないものとする。

- (1) 会計実施細則第331条各号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会計実施細則第332条の規定に該当すると認められた者にあつては、その事実があつた後2年を経過した者であること。
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第1第1号の2に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の1年7月前の日以後のもの。）を受けている者であること。（第2の5に該当する者の場合を除く。）
- (5) 共同企業体で申請する者にあつては、その各構成員が(1)から(4)までの各事項を満たす者であること。
- (6) 資格審査申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をした者、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (7) 登録の有効期間中に登録の取消を受けた者でないこと。

（参考）

独立行政法人都市再生機構会計実施細則

（契約締結の相手方の排除）

第331条 契約担当役（分任契約担当役及び資金前渡出納員を含む。以下この編において同じ。）は、特別な理由がある場合を除くほか、次の各号の一に該当する者を契約の相手方としてはならない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者

（取引停止）

第332条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があつた後2年間、売買、貸借、請負その他の契約の相手方としない措置（以下「取引停止」という。）を行うことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の

利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても取引停止を行うことができる。

3 契約担当役は、前2項の規定を適用することにより機構の業務に重大な支障を及ぼすと認められるときは、理事長の承認を得てこれによらないことができる。

建設業者登録要領第2の5の内容

5 申請者がその他の工事種別における競争のみに参加を希望する者であって、建設業法第3条の規定による許可を受けていないものであるときは、総合評定値通知書の写しに代えて、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の3第2項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の4第1項第1号から第3号までに掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の8第1項の工事経歴書に準ずる書類を提出させるものとする。この場合において、申請者が法人であるときは登記事項証明書（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号）第53条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第52条の規定による改正前の商業登記法（昭和38年法律第125号）に規定する商業登記簿謄本を含む。）の写しを提出させるものとする。